

# 特定非営利活動法人アーツ・イニシアティブ・トウキョウ定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アーツ・イニシアティブ・トウキョウという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都渋谷区猿楽町30番8号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国籍を問わず、広く世界中の市民に関かれた芸術制作と対話の場を提供し、国際協力活動を通じて、文化芸術の振興および環境保全を図る事業を行う。また市民に対して現代美術を中心とした文化芸術一般の啓発、教育普及に関する事業、及び文化芸術を通じて福祉の増進を図る活動を行い、公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 人権の擁護又は平和の活動の推進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 現代美術に関する国際交流、教育、人材育成、展覧会等企画、調査研究事業
- ② 現代美術と環境問題に関する啓発、教育、調査研究事業
- ③ 現代美術と福祉・青少年育成に関する事業

2 この法人は次のその他の事業を行う。

- ① 物品販売業

## ② 美術品の売買業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体。
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体（で総会における議決権を有しないもの）。
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して支援を行う個人および団体（で総会における議決権を有しないもの）。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することが

できる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上10人以下
  - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、3人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### （資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### （資産の区分）

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

### （資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### （会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### （会計の区分）

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

### （事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動法人、公益社団法人または公益財団法人のうち、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 小澤 有子

副理事長 MCDONALD ROGER CHRISTOPHER (マクドナルド・ロジャー・クリストファー)

副理事長 住友 文彦

副理事長	宮原 洋子
理事	小澤 慶介
理事	西山 裕子
理事	南條 史生
監事	中森 康文

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年4月30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	設立当初は定めない
年会費	5,000円（一口以上）
(2) 賛助会員年会費（一般）	200,000円（一口以上）
賛助会員年会費（特別）	500,000円（一口以上）

#### 附則

この定款は、令和元年10月24日から施行する。

この定款は、令和4年3月16日から施行する。

この定款は、令和7年 月 日から施行する。

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人アーツ・イニシアティブ・トウキョウ

1 事業実施の方針

令和6年度より継続して、特定非営利活動に係る事業では、現代美術を軸とした国際交流事業、環境問題に関する事業、青少年育成と福祉に関する事業を展開する。その他の事業では、書籍やアーティストグッズの販売を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【55,730】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
現代美術に関する国際交流、教育、人材育成、展覧会等企画、調査研究事業	<p>アーティストインレジデンス事業：アーティストの調査、東京招聘、海外派遣を行う。</p> <p>現代アートの教育プログラム「Total Arts Studies (TAS)：アート講座をオンラインで公開する。</p> <p>東京都によるアーティスト支援プロジェクト「Tokyo Contemporary Art Award (TCAA)」：アーティストを選考、展覧会を実施する。</p> <p>マネックス証券による作品制作・展示プロジェクト「Art in the Office」：アーティストを選考、作品をオフィス内で制作・展示する。</p> <p>現代アートの祭典「Art Week Tokyo」にて、トーク、鑑賞プログラムを企画・実行する。</p> <p>メルセデス・ベンツによる芸術支援プログラム「メルセデス・ベンツアート・スコープ」：日・独間で互いにアーティストを派遣・招聘する。</p> <p>大林財団による制作助成制度：アーティストを選考し、日本に招聘する。</p> <p>野村證券 100周年事業</p>	2025年5月～2026年4月	代官山AITルーム、各企業、都内美術館他	7名	<p>日本、海外在住アーティスト</p> <p>現代アートに関心のある一般市民</p> <p>アーティスト、現代アートに関心のある一般市民</p> <p>アーティスト、マネックス証券株式会社社員</p> <p>現代アートに関心のある一般市民</p> <p>日本、ドイツ在住アーティスト</p> <p>アーティスト、関心のある一般市民</p> <p>アーティ</p>	7000名	44,730

	<p>アート施策: :アーティスト トを选考し、社屋に作品 展示を行う。</p> <p>資生堂によるアーティスト ト支援・展覧会プロジェ クト: :アーティストを選 考し、展覧会を行う。</p>				<p>スト、野 村證券社 員、関 心のある 一般市民</p> <p>アーティ スト、資 生堂株式 会社社員 、関 心のある 一般市民</p>		
現代美術と環 境問題に関す る啓発、教 育、調査研究 事業	<p>アートセクターから気候 危機問題を考える「アート ・クライメイト・コレ クティブ・ジャパン (ACCJ)」事業: :国内外の 事例のリサーチ、トーク などのイベント、有識者 へのインタビューを行 う。</p> <p>アーツカウンシル東京: 環境配慮に関するリサー チおよび東京都施設向け のグリーンブック作成の ための素案を策定する。</p> <p>国立アートルイサーチセン ター: :日本の美術館・博 物館におけるサステナビ リティを考える有識者ワ ーキンググループを調整 する。またシンポジウム を開催する。</p>	2025年 5月~ 2026年 4月	代官山 AITルー ム他	7名	現代美術 と環境問 題に関心 のある一 般市民	7000名	10,000
現代美術と福 祉・青少年育 成に関する事 業	<p>現代アートの考えを軸に した子どもたちと大人の ための学びと創造のプロ ジェクト「dear Me」: 鑑賞ツアーやワークショ ップを行う。</p>	2025年 5月~ 2026年 4月	代官山 AITルー ム他	4名	アーティ スト、子 供、現代 アートに 関心のある 一般市民	7000名	1,000

(2) その他の事業

(事業費の総費用【1,500】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	(千円)
物品販売業	書籍 (DEEP LOOKING, Aron's Journey)や、 アーティストによるグッズを販売する。	2025年 5月~ 2026年 4月	代官山 AITルー ム他	3名	1,500

美術品の販売業についてはこの2カ年の実施予定はないが、今後事業として展開していく予定である。

設立・定款変更用

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人アーツ・イニシアティブ・トウキョウ

1 事業実施の方針

令和7年度より継続して、特定非営利活動に係る事業では、現代美術を軸とした国際交流事業、環境問題に関する事業、青少年育成と福祉に関する事業を展開する。その他の事業では、書籍やアーティストグッズの販売を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

（事業費の総費用【56,230】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
現代美術に関する国際交流、教育、人材育成、展覧会等企画、調査研究事業	<p>アーティストインレジデンス事業：アーティストの調査、東京招聘、海外派遣を行う。</p> <p>現代アートの教育プログラム「Total Arts Studies (TAS)：アート講座をオンラインで公開する。</p> <p>東京都によるアーティスト支援プロジェクト「Tokyo Contemporary Art Award (TCAA)」：アーティストを選考、展覧会を実施する。</p> <p>マネックス証券による作品制作・展示プロジェクト「Art in the Office」：アーティストを選考、作品をオフィス内で制作・展示する。</p> <p>現代アートの祭典「Art Week Tokyo」にて、トーク、鑑賞プログラムを企画・実行する。</p> <p>メルセデス・ベンツによる芸術支援プログラム「メルセデス・ベンツアート・スコープ」：日・独間で互いにアーティストを派遣・招聘する。</p> <p>大林財団による制作助成制度：アーティストを選考し、日本に招聘する。</p> <p>野村證券100周年アート施策：アーティストを選</p>	2026年5月～2027年4月	代官山 AIT ルーム他	7名	<p>日本、海外在住アーティスト</p> <p>現代アートに関心のある一般市民</p> <p>アーティスト、現代アートに関心のある一般市民</p> <p>アーティスト、マネックス証券株式会社社員</p> <p>現代アートに関心のある一般市民</p> <p>日本、ドイツ在住アーティスト</p> <p>アーティスト、関心のある一般市民</p> <p>アーティスト、野</p>	7000名	42,730

	考し、社屋に作品展示を行う。					村證券社員、関心のある一般市民		
現代美術と環境問題に関する啓発、教育、調査研究事業	<p>アートセクターから気候危機問題を考える「アート・クライメイト・コレクティブ・ジャパン (ACCJ)」事業：国内外の事例のリサーチ、トークなどのイベント、有識者へのインタビューを行う。</p> <p>国立アートリサーチセンター：日本の美術館・博物館におけるサステナビリティを考える有識者ワーキンググループを調整する。またシンポジウムを開催する</p>	2026年5月 ～ 2027年4月	代官山 AIT ルーム他	7名		現代美術と環境問題に関心のある一般市民	7000名	12,000
現代美術と福祉・青少年育成に関する事業	現代アートの考えを軸にした子どもたちと大人のための学びと創造のプロジェクト「dear Me」：鑑賞ツアーやワークショップを行う。	2026年5月 ～ 2027年4月	代官山 AIT ルーム他	4名		アーティスト、子供、現代アートに関心のある一般市民	7000名	1,500

(2) その他の事業

(事業費の総費用【1,500】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
物品販売業	書籍 (DEEP LOOKING, Aron's Journey)や、アーティストによるグッズを販売する。	2026年5月 ～ 2027年4月	代官山 AIT ルーム他	3名	1,500

7年度 活動予算書(その他事業がある場合)

特定非営利活動法人アーツ・イニシアティブ・トウキョウ  
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
<b>【A】 経常収益</b>					
1 受取会費		100,000		0	100,000
正会員受取会費	100,000				
賛助会員受取会費					
2 受取寄附金		10,000,000		0	10,000,000
受取寄附金	10,000,000				
施設等受入評価益					
3 受取助成金等		1,000,000		0	1,000,000
受取補助金	1,000,000				
4 事業収益		60,000,000		1,500,000	61,500,000
現代美術に関する国際交流、教育、人材育成、展覧会等企画、調査研究事業	48,000,000				
現代美術と環境問題に関する啓発、教育、調査研究事業	10,000,000				
現代美術と福祉・青少年育成に関する事業	2,000,000				
物品販売業			1,500,000		
美術品の売買業			0		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息					
<b>経常収益計</b>		<b>71,100,000</b>		<b>1,500,000</b>	<b>72,600,000</b>
<b>【B】 経常費用</b>					
1 事業費		27,050,000		750,000	27,800,000
(1) 人件費					
給料手当	18,000,000		500,000		
役員報酬	4,500,000		100,000		
退職給付費用	0				
法定福利費	4,500,000		150,000		
福利厚生費	50,000				
(2) その他経費		28,600,000		750,000	29,430,000
売上原価	0		300,000		
外注費	18,000,000		50,000		
荷造り運賃	0		20,000		
広告宣伝費	0		10,000		
交際費	100,000		10,000		
旅費交通費	1,500,000		10,000		
通信費	500,000		100,000		
消耗品費	2,000,000		20,000		
水道光熱費	400,000		10,000		
保険料	100,000		0		
新聞図書費	30,000		0		
地代家賃	5,000,000		100,000		
支払手数料	500,000		100,000		
諸会費	0		0		
会議費	300,000		10,000		
租税公課	50,000		0		
リース料	100,000		10,000		
支払利息	100,000				
<b>事業費計</b>		<b>55,730,000</b>		<b>1,500,000</b>	<b>57,230,000</b>
2 管理費		0		0	0
(1) 人件費					
役員報酬					
給料手当					
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費					
消耗品費					
水道光熱費					
通信運搬費					
地代家賃					
旅費交通費					
減価償却費					
<b>管理費計</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>経常費用計</b>		<b>55,730,000</b>		<b>1,500,000</b>	<b>57,230,000</b>
<b>当期経常増減額【A】-【B】・・・①</b>		<b>15,370,000</b>		<b>0</b>	<b>15,370,000</b>
<b>【C】 経常外収益</b>					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
<b>経常外収益計</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>【D】 経常外費用</b>					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
<b>経常外費用計</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期経常外増減額【C】-【D】・・・②</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>経理区分繰替額・・・③</b>					
<b>税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④</b>		<b>15,370,000</b>		<b>0</b>	<b>15,370,000</b>
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					
前期繰越正味財産額・・・⑥					
<b>次期繰越正味財産額④-⑤+⑥</b>					<b>15,370,000</b>

8年度 活動予算書(その他事業がある場合)

特定非営利活動法人アーツ・イニシアティブ・トウキョウ  
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
<b>(A) 経常収益</b>					
1 受取金費		300,000		0	300,000
正会員受取会費	100,000				
賛助会員受取会費	200,000				
2 受取寄附金	15,000,000	15,000,000		0	15,000,000
受取寄附金					
施設等受入評価益					
3 受取助成金等	1,000,000	1,000,000		0	1,000,000
受取補助金					
4 事業収益	60,000,000	60,000,000	1,500,000	1,500,000	61,500,000
現代美術に関する国際交流、教育、人材育成、展覧会等企画、調査研究事業	50,000,000				
現代美術と環境問題に関する啓発、教育、調査研究事業	7,000,000				
現代美術と福祉・青少年育成に関する事業	3,000,000				
物品販売業			1,500,000	1,500,000	
美術品の売買業			0	0	
5 その他の収益		0		0	0
受取利息					
<b>経常収益計</b>		<b>76,300,000</b>	<b>1,500,000</b>	<b>1,500,000</b>	<b>77,800,000</b>
<b>(B) 経常費用</b>					
1 事業費					
(1) 人件費	27,050,000	27,050,000	750,000	750,000	27,800,000
給料手当	18,000,000		500,000	500,000	
役員報酬	4,500,000		100,000	100,000	
退職給付費用	0		0	0	
法定福利費	4,500,000		150,000	150,000	
福利厚生費	50,000				
(2) その他経費	29,180,000	29,180,000	750,000	750,000	29,930,000
売上原価	0		300,000	300,000	
外注費	18,000,000		50,000	50,000	
荷造り運賃	0		20,000	20,000	
広告宣伝費	0		10,000	10,000	
交際費	300,000		10,000	10,000	
旅費交通費	1,600,000		10,000	10,000	
通信費	600,000		100,000	100,000	
消耗品費	2,000,000		20,000	20,000	
水道光熱費	500,000		10,000	10,000	
保険料	100,000		0	0	
新聞図書費	30,000		0	0	
地代家賃	5,000,000		100,000	100,000	
支払手数料	500,000		100,000	100,000	
諸会費	0		0	0	
会議費	250,000		10,000	10,000	
租税公課	100,000		0	0	
リース料	100,000		10,000	10,000	
支払利息	100,000				
<b>事業費計</b>	<b>56,230,000</b>	<b>56,230,000</b>	<b>1,500,000</b>	<b>1,500,000</b>	<b>57,730,000</b>
2 管理費					
(1) 人件費	0	0	0	0	0
役員報酬					
給料手当					
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費	0	0	0	0	0
消耗品費					
水道光熱費					
通信運搬費					
地代家賃					
旅費交通費					
減価償却費					
<b>管理費計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>経常費用計</b>	<b>56,230,000</b>	<b>56,230,000</b>	<b>1,500,000</b>	<b>1,500,000</b>	<b>57,730,000</b>
<b>当期経常増減額(A)-(B)・・・①</b>		<b>20,070,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>20,070,000</b>
<b>(C) 経常外収益</b>					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
<b>経常外収益計</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>(D) 経常外費用</b>					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
<b>経常外費用計</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期経常外増減額(C)-(D)・・・②</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>経理区分繰上額・・・③</b>					
<b>税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④</b>		<b>20,070,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>20,070,000</b>
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					
前期繰越正味財産額・・・⑥					
<b>次期繰越正味財産額④-⑤+⑥</b>					<b>20,070,000</b>